

# 東京都北区スキー連盟規約

## (名 称)

第1条 本連盟は東京都北区スキー連盟と称する。

## (事 務 所)

第2条 本連盟の事務所を会長宅におく。

## (目 的)

第3条 本連盟は北区民のスキースポーツの指導振興を図り、あわせて会員の技術向上を図るとともに相互の連絡、親睦の向上に資する目的とする。

## (事 業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) (財)東京都北区体育協会及び(財)東京都スキー連盟に加盟してその行事に協力すること。
- (2) スキー技術向上のための研究・講習・検定会の開催。
- (3) スキーによる競技会の開催。
- (4) スキーによる傷害対策とその研究。
- (5) その他本連盟の目的達成のための諸行事。

## (経費の支弁)

第5条 本連盟の事業遂行に要する経費は、会員の入会金、会費、寄付金、助成金その他をもってこれにあてる。

## (会計年度)

第6条 本会計年度は9月1日に始まり、翌年8月31日に終る。

## (会 員)

第7条 本連盟は次の者をもって組織する。

- (1)個人会員 北区在住・在勤・在学の者（以下区内者と称する）。  
ただし特別の場合、理事会の承認により区外者を加入させることができる。
- (2)団体会員

連盟に登録された5名以上の会員で構成し、次のいずれか一つに該当する団体。

ア：代表者または責任者が区内者である団体。

イ：団体の所在地が北区内にある団体。

ただし特別の場合、理事会の承認により加入させることができる。

## (3)名譽会員

当連盟会員で連盟の発展にいちじるしく貢献した者の中から理事会の推薦を受け総会で認められた者。

## (入 会)

第8条 本連盟に加入しようとする者は所定の申込書に記入の上、入会金と一年分の会費を添えて会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、納付金は理由のいかんにかかわらず返金しない。

## (会 費)

第9条 連盟の入会金は次のとおりとする。

(1)個人会員 2,000円

(2)団体会員 2,000円

2. 本連盟の会費は次のとおりとする。

(1)個人会員 年額2,200円

(2)団体会員 年額2,000円

(退会・除名)

第10条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

2. 会費を引き続いて2年間納入しないものは、理事会の議決を経て除名することができる。

(役員)

第11条 本連盟につぎの役員を置く。

会長 1名 副会長 2名

監事 若干名

理事長 1名 副理事長 2名 理事 若干名

(役員の選任)

第12条 会長、副会長および監事のうち2名は総会において選任する。他の監事は会長の指名による。

2. 理事長は理事会で理事中より選任し、理事は各団体の推薦による。

(役員の職務)

第13条 会長は本連盟を統括代表し、副会長は会長を補佐し、会長事故ある時又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代理する。

監事は、会長の諮問により行事の運営に意見を述べ会務を監査する。

理事長は会長、副会長を補佐し、理事会の議決に基づき業務を掌理する。

副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、その職務を代理する。

理事は理事会を構成し、会務を処理運営する。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし、留任は妨げない。

(役員の報酬)

第15条 役員は無報酬とする。ただし職務のため必要な実費は支給する。

(名誉役員)

第16条 本連盟に顧問と相談役をおくことができる。

(会議の招集)

第17条 本連盟の会議はつぎのとおりとする。

(1)総会 毎年一回9月これを開き、会務、会計報告、役員選出その他の事項を議決承認する。

(2)臨時総会 会長が必要に応じて召集する。

(3)理事会 理事長が必要に応じて召集する。ただし理事の過半数が開催を要求した場合は召集しなければならない。

(4)会議における議決は出席者の多数決による。

(規約の変更)

第18条 本規約は理事会の議決により総会の同意を経て変更することができる。

(細則)

第19条 本規約の施行についての必要事項は理事会の議決を経て別に定める。

付 則

本規約の施行は昭和43年12月11日とする。

〃 〃 45年 9月10日 〃

〃 〃 49年 9月24日 〃

〃 〃 52年10月 4日 〃

〃 〃 53年10月25日 〃

〃 平成18年09月30日 〃